

## 印西市地域公共交通会議設置要綱

## (目的)

第1条 印西市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

## (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) その他交通会議が必要と認める事項

## (組織)

第3条 交通会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表
- (5) 市職員
- (6) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (7) 千葉県印西警察署
- (8) その他市長が交通会議の運営上必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第4条 交通会議に会長を置き、市長の指名する者がこれに当たる。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

## (交通会議の運営)

第5条 交通会議は、会長が招集し、会長が交通会議の議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (意見の聴取)

第6条 交通会議は、委員以外の者に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 交通会議は、必要があると認めたときは、他市町村の交通会議の委員の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(印西市ふれあいバス運行検討委員会設置要綱の廃止)

2 印西市ふれあいバス運行検討委員会設置要綱(平成13年告示第90号)は、廃止する。

附 則

この告示は公示の日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は平成22年5月27日から適用する。